官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔最高裁規則〕
○民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則を廃止する規則（最高裁二）　一
〔法規的告示〕
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（法務九）　二
〔その他告示〕
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産八一）　二
○都市計画に関する件（東北地方整備局七～一〇）　三
○都市計画に関する件（関東地方整備局七、八）　三
○道路に関する件（北海道開発局三～六）　四
○民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則（令和六年最高裁判所規則第十五号）第一条第一項第五号に規定する最高裁判所が定める事項、同条第二項に規定する最高裁判所が定める方法及び同規則第二条第一項に規定する最高裁判所が定める者を告示する件（最高裁一）　五
○民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六年最高裁判所規則第十四号）による改正後の民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）及び民事訴訟費用等に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第五号）に規定する最高裁判所が定める技術的基準を告示する件（同二）　五
○民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則の廃止に伴い、民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則施行細則を廃止する細則を告示する件（同三）　五
○民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行に伴い、最高裁判所により、民事訴訟法第百三十二条の十第一項の最高裁判所の定める裁判所に係る各告示が廃止されたので、民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則（令和四年最高裁判所規則第一号）第一条第二項に基づき告示する件（同四）　六
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　内閣府　六
〔官庁報告〕
官庁事項
北海道開発局公示（北海道開発局）
法　務
公証人任免（法務省）　六
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務省告示配九、一〇）　六
〔公　告〕
諸事項
官庁
宅地建物取引業法第六十七条、河川法に基づく工作物返還に係る公示関係　七
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　七
会社その他　二九

最高裁規則

○最高裁判所規則第二号

民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則を次のように定める。

令和八年一月二十九日

最高裁判所

民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則を廃止する規則

民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則（令和四年最高裁判所規則第一号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2　訴えに係る事件（人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）第二条に規定する人事訴訟をいう。）及び家庭裁判所における執行関係訴訟（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十四条又は第三十三条から第三十五条まで（第二十四条及び第三十五条を除き、これらの規定を民事保全法（平成元年法律第九十一号）第四十六条において準用する場合を含む。）に規定する訴えに係る訴訟であって家庭裁判所の管轄に属するものをいう。）に係る事件を除く。）であってこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に提起されたもの（施行日前にされた訴え以外の申立てについて、施行日以後に当該申立てに係る法令の規定により当該申立て時に訴えの提起があったものとみなされるものを含む。）及び施行日前に開始された民事訴訟に関する事件（訴えに係る事件を除く。）におけるこの規則による廃止前の民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則第一条第一項の規定による電子情報処理組織を用いてする申立て等、同規則第四条第一項の規定による電子情報処理組織を用いてする文書の写しの提出及び同規則第五条の規定による裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法によりする直送については、なお従前の例による。

最高裁判所長官　今崎　幸彦

法規的告示

○法務省告示第九号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）の一部を次のように改正する。

令和八年一月二十九日

法務大臣　平口　洋

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づき、同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動であらかじめ定めるものを次のとおり定める。 ［一～五十七　略］ ［**別表第一・別表第二**　略］ **別表第三** ［一～三　略］ 四　以前にワーキング・ホリデー査証の発給を二回以上受けていないこと。 ［五～十　略］ ［**別表第四～別表第十七**　略］	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づき、同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動であらかじめ定めるものを次のとおり定める。 ［一～五十七　同上］ ［**別表第一・別表第二**　同上］ **別表第三** ［一～三　同上］ 四　以前にワーキング・ホリデー査証の発給を受けていないこと。 ［五～十　略］ ［**別表第四～別表第十七**　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、令和八年二月一日から施行する。

その他告示

○農林水産省告示第八十一号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第五条第一項の規定に基づく品種登録出願及び同法第二十一条の二第一項の規定に基づく届出を受理したので、同法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年一月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

Ⅰ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類並びに出願品種の名称

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日
Castanea Mill.	兵庫K-1号（ひょうごけーいちごう）	兵庫県 兵庫県神戸市中央区下山手通５丁目10番１号	第38239号 令和７年10月23日
Chrysanthemum L.	春日W3（かすがだぶりゅうすりー）	奈良県 奈良県奈良市登大路町30番地	第38238号 令和７年10月21日
Clematis L.	OFG ホワイトアルバム	有限会社及川フラグリーン 岩手県花巻市東和町砂子１区403番地	第38058号 令和７年５月27日
Fragaria L.	ブライトクィーン	前川良一 千葉県市川市新井３―28―９	第38057号 令和７年５月27日
Jacobaea maritima (L.) Pelser & Meijden	k-plantsS01　パニラ	久保田高生 群馬県伊勢崎市田部井町一丁目1039番地11	第38216号 令和７年10月８日
Lactuca sativa L.	Heukharang	Jeollanam-do 1, Oryong-gil, Samhyang-eup, Muan-gun, Jeollanam-do, 58564, Republic of Korea	第37066号 令和５年10月12日
Malus Mill.	やまぶ姫（きひめ）	農業生産法人株式会社ライラック農園 長野県下伊那郡松川町大島3418番地	第38178号 令和７年９月３日
Oryza sativa L.	コシヒカリ駿河（するが）sd1d60Bms	国立大学法人静岡大学 静岡県静岡市駿河区大谷836	第37958号 令和７年３月31日
〃	コシヒカリ駿河（するが）sd1d65Bms	〃	第37959号 令和７年３月31日
〃	えんぶり	八戸酒造株式会社 青森県八戸市大字湊町字本町９番地	第38189号 令和７年９月23日
Peperomia Ruiz et Pav.	アサノマ　ペペ	有限会社麻野間園芸 愛知県北設楽郡設楽町西納庫字駒ヶ原177	第38213号 令和７年10月２日
Spathiphyllum Schott	Thin ice	Chao-Lun Chen No.17, Lane 234, Zhongzheng Road, Neighborhood 001, Baci-heng Village, Puli Township, Nantou County 545003, Taiwan	第38185号 令和７年９月18日

Ⅱ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定国	輸出する行為を制限する旨
Castanea Mill.	兵庫K-1号	兵庫県 兵庫県神戸市中央区下山手通５丁目10番１号	第38239号 令和７年10月23日	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外のいずれの国であっても指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費の目的を以て収穫物を輸出する行為を制限する。
Chrysanthemum L.	暮日W3	奈良県 奈良県奈良市登大路町30番地	第38238号 令和７年10月21日	〃	〃
Clematis L.	OFG　ホワイトアルバム	有限会社及川フラワリーン 岩手県花巻市東和町砂子１区403番地	第38058号 令和７年５月27日	〃	〃
Fragaria L.	ブライトウィーン	前川良一 千葉県市川市新井３―28―９	第38057号 令和７年５月27日	〃	〃
Jacobaea maritima (L.) Pelser & Meijden	k-plantsS01　バニラ	久保田高生 群馬県伊勢崎市田部井町一丁目1039番地11	第38216号 令和７年10月８日	〃	〃
Lactuca sativa L.	Heukharang	Jeollanam-do 1, Oryong-gil, Samhyang-eup, Muan-gun, Jeollanam-do, 58564, Republic of Korea	第37066号 令和５年10月12日	〃	〃
Malus Mill.	やまぶき姫	農業生産法人株式会社ライラック農園 長野県下伊那郡松川町大島3418番地	第38178号 令和７年９月３日	〃	〃

Ⅲ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定地域	生産する行為を制限する旨
Lactuca sativa L.	Heukharang	Jeollanam-do 1, Oryong-gil, Samhyang-eup, Muan-gun, Jeollanam-do, 58564, Republic of Korea	第37066号 令和５年10月12日	東京都	指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。

○東北地方整備局告示第七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第１項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第１項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月二十九日　　東北地方整備局長　西村　拓

一　施行者の名称　福島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三十年東北地方整備局告示第百三十四号双葉都市計画及び浪江都市計画公園事業八・五・一号福島県復興祈念公園

三　事業施行期間　自平成三十年四月二十六日至令和八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　令和四年十一月二十二日東北地方整備局告示第八百六十三号の事業地のうち、福島県双葉郡双葉町大字中浜字本町、字西川原及び字南川原、大字両竹字増田、字北細田及び字細田並びに大字中野字宮ノ脇、字高田及び字羽山前地内、同県同郡浪江町大字両竹字蛭田、字原田、字庄司口、字北庄司口、字的場、字本町及び字森合、並びに大字中浜字西川原地内の事業地を変更する。

使用の部分　令和四年十一月二十二日東北地方整備局告示第八百六十三号の事業地に、福島県双葉郡双葉町大字両竹字増田並びに大字中野字宮ノ脇及び字渋江地内、同県同郡浪江町大字両竹字的場及び字森合地内の一部の区域を加える。

○東北地方整備局告示第八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第１項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第１項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月二十九日　　東北地方整備局長　西村　拓

一　施行者の名称　山形県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十八年建設省告示第千三百１号山形広域都市計画下水道事業最上川流域下水道（山形処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十八年七月二十二日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○東北地方整備局告示第九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月二十九日

東北地方整備局長　西村　拓

一　施行者の名称　山形県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十四年建設省告示第千五百九十五号村山都市計画、東根都市計画、河北都市計画、尾花沢都市計画、大石田都市計画及び山形広域都市計画下水道事業最上川流域下水道（村山処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十四年十月十九日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○東北地方整備局告示第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月二十九日

東北地方整備局長　西村　拓

一　施行者の名称　山形県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第四百四十七号余目都市計画、鶴岡都市計画、三川都市計画及び酒田都市計画下水道事業最上川下流流域下水道

三　事業施行期間　自平成五年二月二十五日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月二十九日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　茨城県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年関東地方整備局告示第百三十一号水戸・勝田都市計画道路事業三・四・百九十号赤塚松が丘線

三　事業施行期間　自平成十七年三月二十五日至令和十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月二十九日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　茨城県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年関東地方整備局告示第三百五十一号石下都市計画道路事業三・五・四号石下駅中沼線

三　事業施行期間　自平成十三年十二月十日至令和十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○北海道開発局告示第三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十九日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
北海道野付郡別海町尾岱沼九番一地内	前	A　二三・八一～三二・二五（メートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　二三・二〇～三七・四〇（メートル） B　二三・二〇～三七・四〇（メートル）	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十九日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北海道虻田郡洞爺湖町大原一四二番一から同町大原四三七番まで	前	一九・八二～三七・七〇（メートル）
	後	二〇・二五～五〇・二四（キロメートル） 一五〇

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

○北海道開発局告示第五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十九日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北海道常呂郡置戸町豊住三四二番二八から同町豊住三四二番九まで	前	三三・〇一～三三・八五（メートル）
	後	三三・〇一～三九・八七（キロメートル） 〇・〇一七

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十九日

北海道開発局長　遠藤　達哉

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十七号	北海道沙流郡平取町振内町二〇番一から同町振内町一二番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

供用開始の期日　令和八年一月二十九日

○最高裁判所告示第一号

民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則（令和六年最高裁判所規則第十五号）第一条第一項第五号に規定する最高裁判所が定める事項、同条第二項に規定する最高裁判所が定める方法及び同規則第二条第一項に規定する最高裁判所が定める者を次のとおり定めたので、告示する。

令和八年一月二十九日

最高裁判所

第一条　民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則（令和六年最高裁判所規則第十五号。以下「規則」という。）第一条第一項第五号に規定する最高裁判所が定める事項は、規則第一条第一項の規定による届出を行う者が法人番号（民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第五十三条第四項第二号に規定する法人番号をいう。）の指定を受けている法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるものの代表者又は管理人である場合にあっては、当該法人番号とする。

第二条　規則第一条第二項に規定する最高裁判所が定める方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類等（当該届出の日において有効なものに限る。）を裁判所の職員に提示する方法とする。

イ　規則第一条第一項の規定による届出を行う者が自然人である場合　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券、同法第十九条の三に規定する在留カード、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書、別表に掲げる国若しくは地方公共団体の機関が発行した免許証、許可証、資格証明書等、官公署、独立行政法人、特殊法人若しくは地方独立行政法人の機関が発行した身分証明書で写真を貼り付けたもの又は日本国政府の承認した外国政府若しくは権限のある国際機関の発行した書類で写真を貼り付けたもののうち、いずれかの書類（当該書類に当該者の住所が記載されていないときにあっては、当該書類及び当該者の住民票の写し）

ロ　規則第一条第一項の規定による届出を行う者が法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるもの（以下「法人等」という。）の代表者又は管理人である場合　当該法人等の代表者又は管理人に係るイに掲げる書類のいずれか及び当該法人等の登記事項証明書その他の当該届出を行う者が当該法人等の代表者又は管理者であることを明らかにする資料（当該者の住所が記載されているものに限る。）

二　次に掲げる書類を裁判所に送付する方法

イ　規則第一条第一項の規定による届出を行う者（法人等にあっては、当該法人等の代表者又は管理人）が押印した届出書

ロ　イの書面に押印した印鑑に関する証明書（イの届出を行う者が自然人である場合にあっては住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）が作成するものに限り、イの届出を行う者が法人等の代表者又は管理人である場合にあっては登記官が作成するものに限る。）

三　規則第二条第一項に規定する弁護士等がその業務として規則第一条第一項の規定による届出を行う場合にあっては、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会又は日本弁理士会の発行する身分証明書（当該届出の日において有効なものに限る。）の画像情報を当該届出を行う者の使用に係る電子計算機から送信する方法

四　規則第一条第一項の規定による届出を行う者が国若しくは地方公共団体（以下「国等」という。）の代表者である場合、国等の機関（当該機関が合議制の機関である場合にあっては、当該機関の代表者）である場合又は民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百三十二条の十一第一項第二号若しくは第三号に掲げる者である場合にあっては、当該届出を行う者が行政機関の長その他の公務員の職にあることを証明する書面の画像情報を当該届出を行う者の使用に係る電子計算機から送信する方法

第三条　規則第二条第一項に規定する最高裁判所が定める者は、弁理士とする。

別表（第二条関係）

船員手帳、身体障害者手帳、無線従事者免許証、海技免状、小型船舶操縦免許証、宅地建物取引士証、航空従事者技能証明書、耐空検査員の証、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、猟銃・空気銃所持許可証、教習資格認定証、運転経歴証明書（平成二十四年四月一日以後に交付されたものに限る。）、電気工事士免状、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、療育手帳、戦傷病者手帳、警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第四項に規定する合格証明書、精神障害者保健福祉手帳

○最高裁判所告示第二号

民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六年最高裁判所規則第十四号）による改正後の民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）及び民事訴訟費用等に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第五号）に規定する最高裁判所が定める技術的基準を次のとおり定めたので、告示する。

令和八年一月二十九日

最高裁判所

次に掲げる規定に規定する者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、裁判所の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

一　民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六年最高裁判所規則第十四号。以下「改正規則」という。）による改正後の民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第四条第三項、第四十六条第一項、第五十二条の十第一項及び第二項、第百五条の三、第百三十一条第二項第二号、第百三十五条の二並びに第百四十三条第三項

二　改正規則による改正後の民事訴訟費用等に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第五号）附則第十条第一項及び第二項

○最高裁判所告示第三号

民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則（令和四年最高裁判所規則第一号）の廃止に伴い、民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則施行細則を廃止する細則が最高裁判所により次のように定められたので、同規則第七条に基づき告示する。

令和八年一月二十九日

最高裁判所長官　今崎　幸彦

民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則施行細則を廃止する細則

民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則施行細則（令和四年最高裁判所告示第一号）は、廃止する。

附　則

この細則は、民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則を廃止する規則（令和八年最高裁判所規則第二号）の施行の日から施行する。

○最高裁判所告示第四号

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行に伴い、最高裁判所により、次に掲げる告示（以下「旧告示」という。）が廃止されたので、民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則（令和四年最高裁判所規則第一号）第一条第二項に基づき告示する。

令和八年一月二十九日

最高裁判所長官　今崎　幸彦

一　民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続における申立てその他の申述を取り扱う裁判所（令和四年最高裁判所告示第三号）

二　民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続における申立てその他の申述を取り扱う裁判所（令和四年最高裁判所告示第四号）

三　民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続における申立てその他の申述を取り扱う裁判所（令和四年最高裁判所告示第七号）

四　民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続における申立てその他の申述を取り扱う裁判所（令和五年最高裁判所告示第二号）

五　民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続における申立てその他の申述を取り扱う裁判所（令和五年最高裁判所告示第三号）

六　民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続における申立てその他の申述を取り扱う裁判所（令和五年最高裁判所告示第五号）

七　民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続における申立てその他の申述を取り扱う裁判所（令和七年最高裁判所告示第二号）

附　則

（施行期日）

1　この告示は、民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

（経過措置）

2　訴えに係る事件（人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）第二条に規定する人事訴訟をいう。）及び家庭裁判所における執行関係訴訟（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十四条又は第三十三条から第三十五条まで（第二十四条及び第三十五条を除き、これらの規定を民事保全法（平成元年法律第九十一号）第四十六条において準用する場合を含む。）に規定する訴えに係る訴訟であって家庭裁判所の管轄に属するものをいう。）に係る事件を除く。）であってこの告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に提起されたもの（施行日前にされた訴え以外の申立てについて、施行日以後に当該申立てに係る法令の規定により当該申立て時に訴えの提起があったものとみなされるものを含む。）及び施行日前に開始された民事訴訟に関する事件（訴えに係る事件を除く。）における民事訴訟法等の一部を改正する法律による改正前の民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続における申立てその他の申述については、この告示の本則の規定による廃止前の旧告示の規定は、この告示の施行後も、なお効力を有する。

国会事項

参議院

議員退職

比例代表選出議員青山繁晴は、公職選挙法第九十条により、一月二十七日退職者となった。

通知書受領

一月二十七日内閣から、次の質問については、いずれも検討する必要があり、これに日時を要するため、それぞれ明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による各通知書を受領した。

参議院議員小池晃提出旧長生炭鉱水没事故の遺骨返還に関する質問（第一号）（答弁することができる期限　二月三日）

参議院議員奥田ふみよ提出災害ＮＰＯや民間ボランティア団体等による重機を活用した障害物除去に関する質問（第二号）（同　二月三日）

参議院議員奥田ふみよ提出原子力防災に係る緊急時対応の改定及び了承に関する質問（第三号）（同　二月三日）

参議院議員奥田ふみよ提出「外国からの不当な干渉」に関する質問（第四号）（同　二月三日）

官庁報告

官庁事項

北海道開発局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十九日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十二号

(三)　占用を制限する区域　北海道足寄郡陸別町字陸別原野分線五番三地内

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　令和八年一月二十九日

(七)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

人事異動

内閣

（特許庁長官）経済産業事務官　河西　康之

（経済産業省大臣官房審議官（重点政策高度化、経済産業政策局担当））同　小林　浩史

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）（一月二十六日）

内閣府

稲葉　延雄

願に依り中央防災会議委員を免ずる

井上　樹彦

中央防災会議委員に任命する（以上一月二十五日）

法　　務

公証人任免

名古屋法務局所属公証人小**瀧**信は願により公証人を免ぜられた。

太田玲子は公証人に任命され、名古屋法務局所属公証人小**瀧**信の後任を命ぜられた。（以上一月十八日）（法務省）

公　　告

諸　事　項

宅地建物取引業法第67条に基づく公告

下記の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定に基づき、その旨公告する。この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同法同条の規定に基づき、上記30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和８年１月29日

関東地方整備局長　橋本　雅道

1　商号　株式会社ＪＰビルド
2　代表者氏名　代表取締役　岩﨑　　豊
3　主たる事務所の所在地　東京都港区浜松町一丁目18番11号イマスオフィス浜松町３Ｆ
4　免許証番号　大臣（１）第10620号
5　免許年月日　令和６年２月28日

河川法に基づく工作物返還に係る公示

一級河川高梁川水系高梁川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき除却した工作物について、同条第４項の規定に基づき保管したので、当該工作物の所有者、占有者その他当該工作物について権原を有する者に対し当該工作物を返還するため、同条第５項の規定に基づき公示する。

令和８年１月29日

中国地方整備局長　杉中　洋一

1　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量　①小型船舶（ＦＲＰ製）１隻　②小型船舶（ＦＲＰ製）１隻
2　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時
⑴　保管した工作物の放置されていた場所　①岡山県倉敷市連島町西之浦地先　②岡山県倉敷市連島町西之浦地先
⑵　当該工作物を除却した日時　①令和７年12月16日13時　②令和７年12月16日13時
3　当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所
⑴　当該工作物の保管を始めた日時　①令和７年12月16日14時　②令和７年12月16日14時
⑵　保管の場所　岡山県倉敷市水江地先　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所高梁川水系高梁川河川区域内
4　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所占用調整課に申し出ること。

なお、当該工作物の除却、保管その他の措置に要した費用は、河川法第75条第９項の規定に基づき当該工作物の返還を受ける者の負担とする。

5　問い合わせ先　岡山県岡山市北区鹿田町二丁目４番36号　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所　占用調整課　電話086―223―5193

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産債権の届出期間及び一般調査期日

債権者集会招集

書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第３００１号
大阪市平野区長吉長原４丁目14番20号
清算株式会社　北村製本株式会社
代表清算人　北村　裕章
１　決定年月日　令和８年１月19日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（ヒ）第３００２号
大阪市中央区内平野町１丁目３番６号ＪＰＣビル
清算株式会社　ビッグ株式会社
代表清算人　武　笑美也
１　決定年月日　令和８年１月19日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第１００５号
広島市中区白島北町３番14号
清算株式会社　株式会社石井
代表清算人　石井　佑弥
１　決定年月日　令和８年１月15日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
広島地方裁判所民事第４部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０１９号
東京都港区南青山５丁目10番２号
清算株式会社　株式会社Ｊｏｉｅ
１　決定年月日　令和８年１月16日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（ヒ）第４号
兵庫県姫路市夢前町前之庄1664番地
清算株式会社　株式会社村上ファーム
１　決定年月日　令和８年１月16日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所姫路支部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２８号
京都市中京区両替町通御池上る龍池町449番地１
清算株式会社　株式会社エムズホテルマネジメント
１　決定年月日　令和８年１月16日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
第１条　定義
（省略）
第２条　協定債権の弁済
１　清算株式会社は、協定債権者に対し、各協定債権者の保有債権額の割合に応じて、本協定認可の決定が確定した日の属する月の末日までに、下記の金員を弁済する。
記
⑴　下表の金額
（下表省略）
⑵　なお、弁済日時点における清算株式会社の財産のうち、前号に定める金員、残余財産の確定の日の属する事業年度に係る法人税として京都府及び京都市に納付すべき金員を控除した残額が存在する場合には、協定債権者に対し、当該残額を各協定債権者が有する保有債権額の割合で按分して（１円未満の端数が生じる場合は端数を切り捨てる。）弁済する。
２　前項の弁済は、協定債権者がそれぞれ指定する下記銀行口座に振込送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
記
（省略）
第３条　協定債権の放棄
協定債権者は、前条に基づく弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、その余の協定債権を放棄する。
第４条　新たな財産が発見された場合の取扱い
第２条の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者の保有債権額の割合で按分して（１円未満の端数が生じる場合は端数を切り捨てる。）弁済する。なお、協定債権者が前条により行った協定債権の放棄は、本条により新たになされる弁済の限度で効力を失うものとする。
京都地方裁判所第５民事部

再生計画認可

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

小規模個人再生による再生計画取消

給与所得者等再生による再生
計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生
計画認可

所在等不明共有者の持分の取
得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理
命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

令和八年一月二十九日
東京都港区赤坂一丁目七番一九号
（甲）クレイス株式会社
代表取締役　川﨑　臣人
東京都新宿区新宿二丁目一二番八号
（乙）Ｓａｔｔ株式会社
代表取締役　川添　茂樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、及び戊の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁、及び戊は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙、丙、丁、及び戊は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.logi.maruha-nichiro.co.jp/group_company_kanto/koukoku/
（乙）https://www.logi.maruha-nichiro.co.jp/group_company_chubu/koukoku/
（丙）https://www.logi.maruha-nichiro.co.jp/group_company_kansai/koukoku/
（丁）https://www.logi.maruha-nichiro.co.jp/group_company_kyushu/koukoku/

令和八年一月二十九日
東京都中央区豊海町一四番一七号
（甲）株式会社マルハニチロ物流
代表取締役　小門　賢一
東京都中央区豊海町四番一八号
（乙）株式会社マルハニチロ物流サービス関東　代表取締役　林　和彦
名古屋市港区空見町一番地四二
（丙）株式会社マルハニチロ物流サービス中部　代表取締役　村上　智一
大阪市住之江区南港南六丁目二番一五号
（丁）株式会社マルハニチロ物流サービス関西　代表取締役　長野　正行
福岡市東区箱崎ふ頭五丁目二番二二号
（戊）株式会社マルハニチロ物流サービス九州　代表取締役　江藤　勇介

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月一日
掲載頁　六十八頁（号外第九十九号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月二十一日
掲載頁　六十頁（号外第八十九号）

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十七日
掲載頁　一七二頁（号外第一四六号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十七日
掲載頁　一七二頁（号外第一四六号）

令和八年一月二十九日

静岡県静岡市清水区草薙北二番一号
（甲）静銀ビジネスクリエイト株式会社
（法人番号　7080001008292）
代表取締役　篠原　裕和

静岡県静岡市清水区草薙北二番一号
（乙）静銀モーゲージサービス株式会社
（法人番号　7080001008409）
代表取締役　中村　智浩

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、三社の株主総会の承認決議は令和八年三月十七日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.mitaka.co.jp/ir/notice/
（乙・丙）
掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月三十一日
掲載頁　一七二頁（号外第一七五号）

令和八年一月二十九日

岡山市北区平田三八八番地一
（甲）株式会社バイオバンク
代表取締役　森田　将基

岡山市北区平田三八八番地一
（乙）株式会社オーエム・エックス
代表取締役　森田　将基

岡山市北区平田三八八番地一
（丙）株式会社カメリア
代表取締役　森田　将基

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十九日

札幌市中央区南六条西四丁目一番地一一
ＴＭ２９ビル四階Ｇ号
合同会社full assist K
代表社員　金澤　一行

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十九日

茨城県神栖市石神一四三三番地四
スマイルジョワ合同会社
代表社員　株式会社ＩＴＯ
職務執行者　伊藤　大

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十九日

千葉市稲毛区小仲台二丁目七番一〇号
合同会社クロスプラン
代表社員　井上　智弘

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十九日

東京都台東区松が谷四丁目一番一〇号
合同会社村田商事
代表社員　村田　大介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十九日

東京都渋谷区神南一丁目一二番一四号渋谷宮田ビル七階
エクスポ合同会社
代表社員　リンチェン

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月一日であり、組織変更後の商号は株式会社スリーハートとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十九日

東京都豊島区千早三丁目三八番七号
スリーハートコンサルティング合同会社
代表社員　小松　大輔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十九日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ－Ｃ
合同会社Ｊｉｂ　Ａｎｄａ
代表社員　西川　大輝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十九日

東京都練馬区桜台三丁目三番地九号ザ・ヨーコ・サクラダイ一〇三号室
合同会社ムーサ
代表社員　森尾　祥子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十九日

東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号西新宿水間ビル六階
合同会社ＡＲＥＳ
代表社員　松井　紀也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十九日

兵庫県宝塚市山本台三丁目五番一三号
Ｏｃｔｅｔ合同会社
代表社員　近藤　生志

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十九日

広島県福山市駅家町江良三〇七番地三
合同会社うきうきわくわく
代表社員　正岡　美香

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、組織変更後の商号は株式会社デイタスとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十九日

山口県周南市清水二丁目六番一二号
合同会社デイタス
代表社員　武居謙太朗

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十九日

沖縄県浦添市安波茶二丁目一〇番地一、一〇三号　ゆいまーるＤＥＮＫＩ合同会社
代表社員　比嘉　勝政

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十九日

沖縄県豊見城市金良三一五－三
合同会社シークス
代表社員　呉屋　涼平

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億七千七百八十七万五千円から四億九千五百万円に減少し、減少額二億八千二百八十七万五千円のうち、二億五千九百十二万七千二百四十四円を資本準備金に振替えて四億九千五百万円とし、二千三百七十四万七千七百五十六円をその他資本剰余金へ振替えることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月七日であり、臨時株主総会の決議は、令和八年一月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年一月二十九日

埼玉県さいたま市桜区田島八丁目四番一九号

パシフィックシステム株式会社

代表取締役　渡邊　泰博

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し三千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　伊勢新聞

掲載の日付　令和八年一月二十九日

掲載頁　四頁

令和八年一月二十九日

三重県松阪市飯高町宮前三二一番地の四

株式会社尾鍋組

代表取締役　尾鍋　哲也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千三百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月十日であり、株主総会の決議は、令和八年一月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月二十九日

大阪府堺市美原区平尾二五四七番地の五

振興建設有限会社

代表取締役　近藤　守弘

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億七千七百五十万円減少し一億円とし、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月十日であり、株主総会の決議は、令和八年一月三十日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十六日

掲載頁　五十八頁（号外第一六三号）

令和八年一月二十九日

広島県東広島市河内町入野一一六三一番一三号

ＪＡ広島果実連株式会社

代表取締役　原　泰永

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年三月五日を効力発生日とする日本航空高圧株式会社および鈴木酒造株式会社との株式交換により、資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月二十一日

掲載頁　六十一頁（号外第十三号）

令和八年一月二十九日

埼玉県さいたま市岩槻区本町四丁目八番二四号

ヤマキチ商事株式会社

代表取締役　鈴木　健仁

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年三月五日を効力発生日とするワキ製薬株式会社との株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年一月二十日

掲載頁　十四頁

令和八年一月二十九日

奈良県大和高田市本郷町九番一七号

ウィンヘルス株式会社

代表取締役　脇本**真**之介

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二〇〇〇万円、資本準備金の額を二〇〇〇万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十二月二十四日

掲載頁　五十三頁（号外第二八三号）

令和八年一月二十九日

東京都中野区上高田五丁目四六番一〇号

株式会社栗原亮商店

代表取締役　栗原　均

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金及び資本準備金の額が増加することを条件として、資本金の額を百三十八億二千二百三十九万四千九百六十円、資本準備金の額を百三十八億二千二百三十九万四千九百六十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年一月二十九日

山梨県富士吉田市上吉田四五九七番地の一

株式会社プレミアムウォーターホールディングス　代表取締役　金本　彰彦

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月二十九日

岐阜県大垣市本今町五八番地

株式会社大合商会

代表取締役　伊藤　篤志

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月二十九日

岐阜県大垣市本今町五八番地

大洋化学工業株式会社

代表取締役　伊藤　篤志

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月二十九日

三重県四日市市九の城町一一番六号

九州エンジニアリング株式会社

代表取締役　賀数　政彦

株式併合につき株券提出公告

当社は、株式一〇〇〇株を一株に併合することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年三月三十一日までに当社にご提出下さい。

令和八年一月二十九日

北海道富良野市字学田三区

三共自興株式会社

代表取締役　半澤　佳寛

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、令和八年一月十九日開催の臨時株主総会において、定款を変更して、譲渡による株式の取得につき株主総会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年三月十五日までに当社にご提出下さい。

令和八年一月二十九日

埼玉県和光市新倉四丁目一番二〇号

岩田建設株式会社

代表取締役　岩田　将雄

合併につき株券提出公告

当社は、株式会社黒龍堂（住所東京都港区芝公園二丁目六番一五号）と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年四月一日までに当社にご提出ください。

令和八年一月二十九日

東京都杉並区桃井四丁目一番三号

株式会社モッピーアンドナナ

代表取締役　宮崎　修平

限定責任信託終了の公告

当限定責任信託は、令和八年一月二十六日に信託行為の定める事由により終了しましたので、当限定責任信託に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥されます。

令和八年一月二十九日

東京都千代田区丸の内二丁目四番一号丸の内ビルディング

６０００３ＴＹ０１０１２４０３０５時価発行新株予約権限定責任信託

清算受託者　コタエル信託株式会社

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資のうち四千六百万口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は効力発生日である令和八年三月三日までに当社にご提出下さい。

令和八年一月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ジャパンロジスティクス１特定目的会社

取締役　髙山　知也

合併公告及び準備金の額の減少公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

また、合併と併せて、甲は資本準備金の額を一九一億一四〇〇万円減少し、その全額をその他資本剰余金に振り替えることにいたしました。

この合併及び資本準備金の額の減少に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.rr-hds.co.jp/ir/public-notice/

（乙）https://www.rr-hds.co.jp/ir/public-notice/

令和八年一月二十九日

東京都千代田区東神田二丁目三番五号

（甲）株式会社リョーサン

代表取締役　稲葉　和彦

東京都中央区築地一丁目一二番二二号

（乙）菱洋エレクトロ株式会社

代表取締役　中村　守孝

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp/ir/s08574-9qen5/

令和八年一月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

Ｎｅｗ　Ｂｒｉｄｇｅ特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四十三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十月二日

掲載頁　九十五頁（号外第二二一号）

令和八年一月二十九日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

花月特定目的会社

取締役　鄭　武壽

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp/

令和八年一月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ジャパンロジスティクス１特定目的会社

取締役　髙山　知也

訂正公告

令和七年十二月二十六日（号外第二八六号）掲載の首都高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告中、公告前文及び記１中の「令和８年１月５日」とあるは「令和８年１月６日」の誤りにつき訂正します。

令和八年一月二十九日

首都高速道路株式会社

代表取締役社長　寺山　徹

取消公告

令和八年一月十三日（号外第六号）掲載の準備金の額の減少公告（枠組）は取消します。

令和八年一月二十九日

兵庫県川辺郡猪名川町清水字馬場一番地

新生電子株式会社

代表取締役　山下　憲幸

正誤

ページ	段	行	誤	正
三一	一	七～八	令和三年十月十二日	令和四年三月十四日
三下	一	一	所在地欄終りから	湯本字湯場六一三―一
四上	一	二	所在地欄 湯本六一三	

（原稿誤り）

平成十五年四月八日文部科学省告示第六十九号（文化財を登録有形文化財に登録する件）

（原稿誤り）

令和五年二月二日外務省告示第四十四号（債務救済措置に係る関係債務の支払を猶予する期間の延長に関する日本国政府とザンビア共和国政府との間の口上書の交換に関する件）

（原稿誤り）

令和四年十二月一日（号外第二百五十六号）公布国土交通省令第八十六号（航空法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令）

（原稿誤り）

八	一一	改正後欄	航空運送業者	航空運送事業者

令和八年一月十五日（号外第八号）文部科学省告示第三号（有形文化財を重要文化財に指定する件）

（印刷誤り）

五〇ページ一一行目と一二行目の間に罫線を入れる。

令和八年一月十六日官庁報告欄国家試験の部（令和七年度特定侵害訴訟代理業務試験合格者）

（原稿誤り）

七	四	一〇	平井　隼斗	平井　隼人